

諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

諏訪市規則第 18 号

諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行
規則（平成 27 年諏訪市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項を削る。

第 5 条第 1 項中「第 56 条第 7 項及び第 8 項」を「第 56 条第 6 項及び第 7 項」に、「第
6 条第 7 項」を「第 6 条第 6 項」に改める。

第 6 条中「、一時的保育児童に係る保護者」を削る。

別表第 4 を削り、別表第 5 を別表第 4 とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。